

岩監第67号

平成29年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 高橋 元

岩手県監査委員 嵯峨壱朗

岩手県監査委員 吉田政司

岩手県監査委員 工藤洋子

## 平成28年度決算に基づく健全化判断比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の対象

審査の対象は、平成 28 年度岩手県一般会計、特別会計及び公営企業会計等の決算に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

## 第2 審査の方法

健全化判断比率の審査に当たっては、知事から提出された健全化判断比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

## 第3 審査の結果

審査に付された平成 28 年度の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 28 年度	(参 考)			
		平成 27 年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	— %	ポイント —	% 3.75	% 5.00
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.00
実質公債費比率	19.5	20.5	△1.0	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	229.4	224.6	4.8	400.0	

- 注) 1 実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額がないことから算定されない。  
2 連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額がないことから算定されない。  
3 実質公債費比率は、19.5%となっており、前年度に比べ 1.0 ポイント減少し、早期健全化基準の 25.0%を 5.5 ポイント下回っている。  
4 将来負担比率は、229.4%となっており、前年度に比べ 4.8 ポイント増加したが、早期健全化基準の 400.0%を 170.6 ポイント下回っている。

岩監第67号

平成29年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 高橋 元

岩手県監査委員 嵯峨壱朗

岩手県監査委員 吉田政司

岩手県監査委員 工藤洋子

平成28年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計  
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に  
より審査に付された平成28年度決算に基づく岩手県流域下水道事業  
特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書  
類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 平成 28 年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

審査の対象は、平成 28 年度岩手県流域下水道事業特別会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

## 第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

## 第3 審査の結果

審査に付された平成 28 年度の資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 28 年度	(参 考)		
		平成 27 年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	— ポイント	20.0 %

注) 資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩監第67号

平成29年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 高橋 元

岩手県監査委員 嵯峨壱朗

岩手県監査委員 吉田政司

岩手県監査委員 工藤洋子

平成28年度決算に基づく岩手県港湾整備事業特別会計  
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に  
より審査に付された平成28年度決算に基づく岩手県港湾整備事業特  
別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類  
について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 平成 28 年度決算に基づく岩手県港湾整備事業特別会計資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

審査の対象は、平成 28 年度岩手県港湾整備事業特別会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

## 第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

## 第3 審査の結果

審査に付された平成 28 年度の資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 28 年度	(参 考)		
		平成 27 年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	— ポイント	20.0 %

注) 資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩監第67号

平成29年9月11日

岩手県知事 達増拓也様

岩手県監査委員 高橋 元

岩手県監査委員 嵯峨壱朗

岩手県監査委員 吉田政司

岩手県監査委員 工藤洋子

平成28年度決算に基づく岩手県立病院等事業会計  
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に基づく岩手県立病院等事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 平成 28 年度決算に基づく岩手県立病院等事業会計資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

審査の対象は、平成 28 年度岩手県立病院等事業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

## 第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

## 第3 審査の結果

審査に付された平成 28 年度の資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 28 年度	(参 考)		
		平成 27 年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	— ポイント	20.0 %

注) 資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩監第67号

平成29年9月11日

岩手県知事 達増拓也様

岩手県監査委員 高橋 元

岩手県監査委員 嵯峨壱朗

岩手県監査委員 吉田政司

岩手県監査委員 工藤洋子

平成28年度決算に基づく岩手県電気事業会計

資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に基づく岩手県電気事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 平成 28 年度決算に基づく岩手県電気事業会計資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

審査の対象は、平成 28 年度岩手県電気事業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

## 第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

## 第3 審査の結果

審査に付された平成 28 年度の資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 28 年度	(参 考)		
		平成 27 年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	— ポイント	20.0 %

注) 資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩監第67号

平成29年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 高橋 元

岩手県監査委員 嵯峨 壱朗

岩手県監査委員 吉田 政司

岩手県監査委員 工藤 洋子

平成28年度決算に基づく岩手県工業用水道事業会計  
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に基づく岩手県工業用水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 平成 28 年度決算に基づく岩手県工業用水道事業会計資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

審査の対象は、平成 28 年度岩手県工業用水道事業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

## 第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

## 第3 審査の結果

審査に付された平成 28 年度の資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 28 年度	(参 考)		
		平成 27 年度	増 減	経営健全化基準
資金 不足 比率	— %	— %	— ポイント	20.0 %

注) 資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。